

ご存知ですか？

中小企業を 応援する制度

事業主の皆様へ

あなたの企業では、

- 技術・製品開発、販路開拓、生産管理、接客対応等の向上による収益力の強化
- 従業員のスキル・能力向上、営業力強化、幹部社員の育成
- 転業・新事業進出の設備投資
- 労働能率に資する工場・オフィス環境の改善等

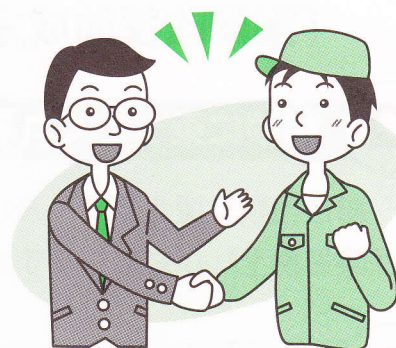
事業の改善計画を考えていませんか？

2010年度の新入社員に行った調査では、「どのような点に魅力を感じて会社・組織を選びましたか？」という質問に、一番多かった回答は、「**自分が成長できる**」でした。

さらに最近では、仕事の中に社会的な意義を見出そうという傾向も見られ、「**社会に貢献できる仕事**」、「**人々の役に立つ仕事**」に就きたいという人が多くなっています。

これら働く人のニーズに応じて、企業の業務改善を行い、生産性を向上させ、賃金制度を改善することで、人材が育成され、優秀な人材を確保することができること等により、企業もまた活性化し、発展し、継続、拡大していくものと考えられます。

今、企業を活性化し、発展することを考えている中小企業の実業主の皆様には、是非、この機会に中小企業への支援制度を活用されてはいかがでしょうか。



厚生労働省では、最低賃金引上げを契機に中小企業の生産性向上と労働面の改善を両立させるため、「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を行っており、この事業には「**業務改善助成金**」と「**中小企業相談支援事業**」制度があります。

業務改善助成金とは

これは、賃金の最も低い者の賃金を引上げることにより、最も影響を受ける中小企業が、事業場内の最も低い時間給を40円以上引上げ、かつ、4年以内に計画的に800円に引上げるために、生産性の向上に資する設備の購入や教育研修を行った場合、その費用の1/2（上限100万円）を助成する制度です。

中小企業相談支援事業とは

業務改善助成金のご案内を含めた中小企業への支援のため、下記の総合相談支援センター及び相談支援コーナーの窓口で無料で相談等の対応を行っています。ご遠慮なくご相談ください。なお、相談の秘密は守ります。

相 談 で き る 内 容 例

労働面

- 就業規則の作成や改定の相談
- 賃金制度の整備、改善に関する相談
- 労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の相談
- 労働能率の増進に資する研修等の相談

経営面

- 販路拡大の方法についての相談
- 生産の効率相談
- 技術指導に関する相談
- 新規事業展開の相談
- 支援制度について など



上記の相談内容以外にも相談を受け付けています。

「業務改善助成金」と「中小企業相談支援事業」については

Q 相談に乗ってくれるのは？

総合相談支援センター及び相談支援コーナーに配置されていますコーディネーター（社会保険労務士）が対応します。

Q 相談日はいつですか？ どこで行うのですか？

総合相談支援センター（新潟市）及び相談支援コーナー（長岡、上越、三条、新発田、魚沼の各市）で行っています。また、相談日については最寄りの総合相談支援センター及び相談支援コーナーに事前にご確認ください。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ● 新潟県最低賃金総合相談支援センター | 025-250-7759 |
| ● 長岡最低賃金相談支援コーナー | 025-250-7759 ※ |
| ● 上越最低賃金相談支援コーナー | 025-544-8833 |
| ● 三条最低賃金相談支援コーナー | 0256-32-1311 |
| ● 新発田最低賃金相談支援コーナー | 025-250-7759 ※ |
| ● 魚沼最低賃金相談支援コーナー | 025-792-2124 |

※長岡・新発田地域にお住まいで、電話でのご相談をご希望の方は、新潟県最低賃金総合相談支援センターにお問い合わせください。